

## 可燃物処理施設整備事業 進捗状況(平成 26 年 9 月 26 日現在)

### 新可燃物処理施設整備計画の策定

- 本計画は平成 25 年 3 月から有識者や住民代表で構成する「可燃物処理施設整備検討委員会」による第 3 次報告を受けて、組合議会、構成市町、住民など、幅広い意見を聞き平成 25 年 12 月に本組合の「新可燃物処理施設整備計画」として策定した。(本編は 100 ページ)
- 周知
  - ・ 本編：当組合ホームページ掲載、構成市町及び組合議員に配布
  - ・ 概要：国英地区地域振興推進本部だよりに掲載（地元河原町全戸配布）  
構成市町の広報誌 3・4 月号に掲載
  - ・ 説明：組合議会全員協議会、地権者集落協議会、河原町部落長会、鳥取市自治連合会で行った。

### 環境影響評価書の手続き終了

- 平成 21 年から手続きを開始し、4 年余りかけて、平成 25 年 11 月に鳥取県知事から「環境保全の見地から修正の必要が認められない」との通知を受け、平成 25 年 12 月 13 日から平成 26 年 1 月 14 日まで縦覧を行い、県条例に基づき環境影響評価書の手続きが終了した。

### 都市計画決定の告示

- 平成 26 年 3 月 24 日に開催された鳥取市都市計画審議会において、位置、面積等について都市計画決定の承認がなされた。これを受けて鳥取市長は 4 月 4 日都市計画法に基づき決定の告示を行った。

### 地元交渉と地域振興

- 平成 25 年 12 月 26 日交渉窓口となる「可燃物処理施設地権者集落協議会」が同意の 5 集落により設立され、現在までに 11 回の会議が開かれ、東部広域と建設に関する協議を重ねている。
- 共有地の地権者集落 6 集落のうち、5 集落(徳吉、今在家、山手、上山手、加賀瀬)から建設同意書が提出され、平成 26 年 3 月 31 日に覚書を締結した。
- 同意 5 集落へは地域振興負担金の一部を交付した。また地域振興対策に係る事業の取りまとめがほぼ終わり、有線放送機器の更新や防犯灯の LED 化等の事業を具体的に進めている。

### ゴミ焼却施設建設差止訴訟

- 平成 23 年 10 月に提訴されてから 2 年 10 か月が経過し、平成 26 年 7 月 30 日に第 18 回口頭弁論において、証人尋問が行われた。その際、裁判長から 9 月 17 日に和解協議を設ける提案があり、同日に和解協議を行ったが原告側はこれまでの主張を変えず、和解協議は打ち切りとなった。次回 11 月 26 日の第 19 回口頭弁論で結審となり、その後判決に向かう予定である。